

令和3年度 第2回 四国地方整備局

コンプライアンス・アドバイザー委員会の議事要旨について

アドバイザー委員会事務局

1. 開催日時 令和4年3月14日（月）14時30分～16時00分
2. 開催場所 Web会議
3. 出席委員 委員長 宍戸 栄徳 香川大学名誉教授
委員長代理 三野 靖 香川大学法学部教授 法学部長
委員 相川 恵祐 NHK高松放送局長
〃 藤本 智子 弁護士
〃 古川 慎一郎 弁護士

（委員は五十音順）

4. 議事

- (1) 四国地方整備局コンプライアンス推進計画（令和4年度～令和6年度）案について
- (2) 発注者綱紀保持マニュアルの改訂について

5. 委員長とりまとめ

- (1) 四国地方整備局コンプライアンス推進計画（令和4年度～令和6年度）案について
 - ・今回の計画で新たに追加された不当要求対応について、現状及び過去からの経緯等の説明をすること。
 - ・働きやすい職場環境を実現するという項目について、職員アンケート結果等について委員に情報共有すること。
- (2) 発注者綱紀保持マニュアルの改訂について
 - ・少額随意契約に関するチェック体制を検討すること。
- (3) その他
 - ・アドバイザー委員の立ち位置について、来年度以降、具体的な内容について説明すること。

6. 主なやりとり

- (1) 四国地方整備局コンプライアンス推進計画（令和4年度～令和6年度）案について
《不当要求に対するこれまでの取り組みについて》

○委員

マニュアルの作成状況及び不当要求防止責任者講習会の実施頻度や参加者など、基本的な説明をお願いします。

●整備局

マニュアルは、本局、各事務所で個別に作成しています。また、不当要求防止責任者講習会については、年1回程度、暴追センターが主催する養成講習会に出席し、対象としては、全職員や管理職、交渉事が多い方だけなど、各事務所によっていろいろなケースがあります。各組織との連携については、主には所轄警察、暴追センター、弁護士会になります。

《不当要求行為の顕著化について》

○委員

不当要求行為が顕著化した理由が思い当たらないが、その理由を教えてください。

●整備局

これまでも不当要求行為はあったが、最近はその内容が高度化し、事務所内だけで処理できずに、本局との相談や、外部弁護士に対応をお願いするなどの事案が増えてきている。

《不当要求行為の高度化とは》

○委員

不当要求行為はこれまでと内容的な変化があるのか。

●整備局

ある組織が組織だって不当要求を行うなど、組織化された不当要求行為が増えてきたと感じている。

《不当要求行為の組織化とは》

○委員

個人からの不当要求とは違い組織化されたことで、より慎重に対応しないといけないということなのか、もしくは内容が複雑化してきたということなのか。

●整備局

法律的に根拠がある理由をつけるなど、不当要求かどうか判断しにくい要求があります。こうした高度化した要求については、顧問弁護士に相談して対応している状況です。

《SNS などによる不当要求について》

○委員

SNS などによって引き起こされた、デジタル社会らしい不当要求はありますか。

●整備局

そういった事案はないです。

《不当要求を計画に追加した理由について》

○委員

計画に追加した理由は、不当要求が「顕著化」もしくは、目に見えて出てきたので、しっかりと対応しないといけないということで良いですか。

●整備局

はい。あともう一つの理由は、発注者綱紀保持規程の中に「不当な働きかけ」という行為があり、「不当な働きかけ」と「不当要求」とを混同する職員がいたので、その違いを明確にする意味においても、追加しています。

《不当要求に関するアドバイザリー委員会への報告について》

○委員

今後はアドバイザリー委員会に、不当要求行為に対する取り組みが報告されると理解してよろしいか。

●整備局

はい。

《「働きやすい職場の環境の実現」に関するアンケートの実施について》

○委員

例えば、残業時間、心の健康面、ハラスメント、仕事の満足度などの職場環境の働き方に関する細かな職場アンケートを実施していますか。

●整備局

ハラスメントや勤務時間に関連したようなアンケートは、四国地整の各担当部署によって、実施されていると思います。

《「働きやすい職場の環境の実現」に関するアンケートの情報提供について》

○委員

残業時間、ハラスメント関係、あるいは職場のやりがいなどのアンケート結果で可能なものは、アドバイザリー委員会に出して頂いても宜しいのではないかなと感じました。

●整備局

わかりました。

(2) 発注者綱紀保持マニュアルの改訂について

《「電話メール等でのやり取りを複数者で対応する」について》

○委員

「電話でのやり取りを複数者で対応する」とは、どうされるのですか。実際にはなかなか難しい面がありそうですが。

●整備局

交渉記録や口頭などの方法により、上司、同僚、関係ラインで業者とのやり取りを共有することになると思います。

《四国地整での少額随意契約の調査報告について》

○委員

四国地整での少額随意契約の調査報告は出ているのでしょうか。

●整備局

監査においてヒアリングを実施しました。

《少額随意契約のチェックシステムについて》

○委員

手続きが正当に行われているのかどうか、チェックできるシステムになっているのか。それとも意識で直すような形でやって行くしかないのか。どちらでしょうか。

●整備局

監査でもより具体的な方法を検討すると共に、会計・契約サイドからも文書を発出し、それに基づいた指導が行われます。

《情報管理の対象について》

○委員

今回業務が追加されたが、工事と業務で全ての発注が含まれているのでしょうか。

●整備局

工事と業務以外では、物品購入や役務関係という発注があります。今の段階ではそこまでを情報管理の対象にすることは考えておりません。

《整備局の発注業務について》

○委員

整備局の職務として特有な発注が、工事と業務で大体は網羅されていると理解してよろしいですか。

●整備局

はい。

(3) その他

《アドバイザー委員会の果たす役割について》

○委員

具体的なことは来年度になってからということですが、今の時点で、我々がどう取り組むかというような話はないでしょうか。

●整備局

来年度は四国地方整備局でやる取り組みとして、事務所副所長クラスを対象としたミーティングに委員の方に直接参加して頂くことを考えています。これはまだ案の段階ですので、

委員の意向を踏まえながら、現時点ではそういうことを考えております。

以 上